

居住者各位

●●●●●管理組合
理事会・ペット委員会

ペットの抱きかかえ等におけるヘルプマーク運用について 【理事会検討結果のご案内】

平素は、管理組合運営に多大なご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当管理組合のペットの飼育に関する使用細則にて、ペットの飼育者は敷地内及びペットの同伴ができる共用部分においては、床を歩行させず、ペットはケージ・キャリーバッグ・カート等に収納するか、リードを短く持ち抱きかかえて移動するよう、日頃からご協力をいただいております。

一方、『ペットの飼育開始後に、ペット飼育者が身体の障害や健康上の事由・加齢に伴う体力上の事由により、共用部において飼育するペットをケージ・キャリーバッグ・カート等に収納し、または抱きかかえて移動することができなくなった場合、ペット飼育者は「ペットの共用部歩行に関する申請・承認書」を提出し、承認された場合に限り、ペットに床を歩行させることができる』という規定がございます。

今回、その申請書が承認され、周知するために一定期間掲示板に掲示しても、他の居住者様が該当のペットがその承認をされているかどうかの見分けがつかないという事例が発生したことから、ペット委員会による協議及び申し入れを受け、第6期理事会にて検討の結果、表題の通り、抱きかかえが難しい際にペットに着けて利用するヘルプマーク（下図参照）のステッカーを運用することといたしました。

なお、基本的には本来のルールの通り、ケージや抱きかかえ等の努力をしていただくことを前提とし、ヘルプマークはやむを得ない期間または状況に、ペットにリードを着用のうえ利用するという条件のもと、ご利用いただくこととします。

なお、本運用開始後、マナー違反やトラブル等が発生した場合は、中止することがございます。ご容赦くださいますようお願いいたします。

居住者のみなさまにつきましては、上記の内容について、ご理解・ご協力のほど、よろしくようお願いいたします。ご不明点等ございましたら、管理事務室または管理会社までお問い合わせください。



こちらが実際に運用予定のヘルプマークです。
このステッカーをつけたペットを連れた飼い主の居住者様がいらした場合は、ご理解のうえ、そっと見守りいただきますようお願いいたします。

敬具